

財務省

税関における通販貨物の水際取締り

財務省関税局

目次

1. 税関における水際取締り

- 税関の3つの使命
- 輸入通関の流れ
- 税関における水際での関税関係法令以外の法令（他法令）の確認
- 輸入してはならない貨物（関税法第69条の11第1項）
- 知的財産侵害物品の水際取締り
- 社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク
- 税関で差し止めた知的財産侵害物品の例

2. 税関における通販貨物の水際取締り

- 少額貨物（通販貨物）の現状
- 急増する少額輸入貨物への対応に関するWG「中間とりまとめ」（2025年11月）
- 水際取締り上の課題と対応の方向性 ③BtoCによる貨物における情報
- 水際取締り上の課題への対応（総論）
- 税関中長期構想2030における施策（抜粋）
- 国際物流と税関行政に関する懇談会

1. 税関における水際取締り

2. 税関における通販貨物の水際取締り

- **適正かつ公平な関税等の徴収**

令和7年度の税関における関税等収入額は約13.9兆円（関税0.9兆円、消費税及び地方消費税11.5兆円など）、税関は国税収入の約16.9%に相当する額を徴収する重要な徴収機関となっている。

- **安全・安心な社会の実現**

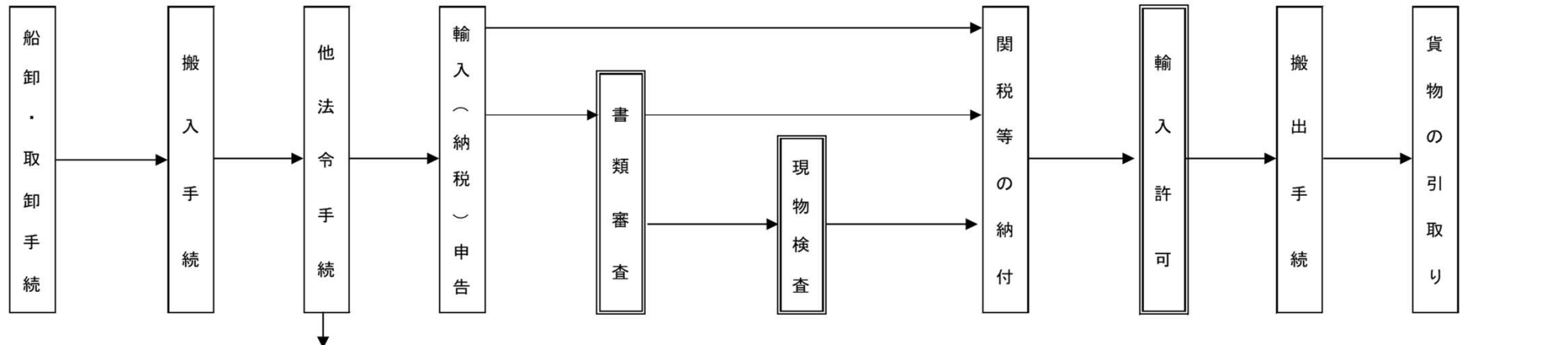
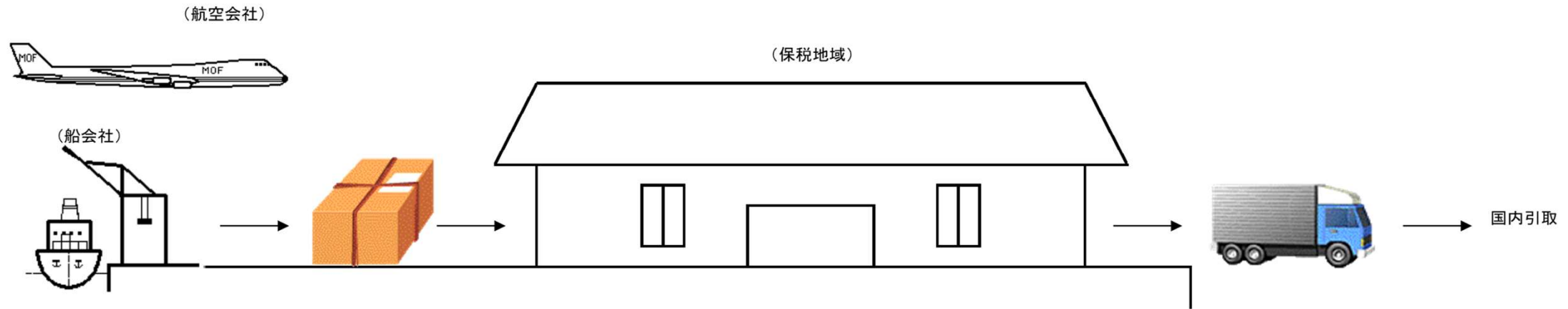
輸出入を最終的にチェックする機関として、銃器・不正薬物・テロ関連物資等の水際での取締りを行い国民生活の安全と安心に寄与している。

- **貿易の円滑化**

民間企業との協力やIT化の推進などを通じ、通関手続の一層の迅速化を図っているところ。

- ① 外国貿易船等が本邦に到着
- ② 外国貨物を外国貿易船等から荷卸し
- ③ 外国貨物を保税地域等へ搬入
- ④ 輸入（納税）申告
- ⑤ 申告内容の審査及び必要な検査
- ⑥ 関税等の納税
- ⑦ 輸入の許可
- ⑧ 輸入許可を受けた貨物の引取り

輸入通関の流れ②



他法令の例

- ・医薬品医療機器等法・・・医薬品、医療用器具、指定薬物等
(厚生労働省)
- ・食品衛生法・・・・・・食品、添加物、器具、容器等
(厚生労働省)
- ・植物防疫法・・・・・・野菜、果実等
(農林水産省)
- ・家畜伝染病予防法・・・・・・生きた動物、肉等
(農林水産省)

税関の行為

輸入者及び港湾事業者の行為

税関における水際での関税関係法令以外の法令（他法令）の確認

貨物の種類によっては、税関への輸出入申告等の際に、関税関係法令以外の法令（他法令）の規定により、経済産業省、厚生労働省等から、貨物の輸出入について許可、承認等を受けている旨を証明し、確認を受けなければならない場合がある。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（証明又は確認）

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

（輸入他法令の例）

**食品衛生法（販売用飲食物、乳児用玩具等）、植物防疫法（病害虫等）、
家畜伝染病予防法（豚、鶏等）、労働安全衛生法（石綿等） 等**

（輸出他法令の例）

**外国為替及び外国貿易法－輸出貿易管理令（大量破壊兵器、ロシアに対する制裁
に係る貨物等）**

道路運送車両法（中古自動車） 等

輸入してはならない貨物（関税法第69条の11第1項）

1, 1の2	麻薬、覚醒剤等
2	拳銃、銃砲弾等
3	爆発物
4	火薬類
5, 5の2	化学兵器原料等、病原体
6	貨幣、郵便切手又は有価証券等の偽造品等、 キャッシュカード、クレジットカード
7	わいせつ物品
8	児童ポルノ
9, 9の2, 10	知的財産侵害物品

税関での取締り対象となる知的財産

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

著作権

著作隣接権

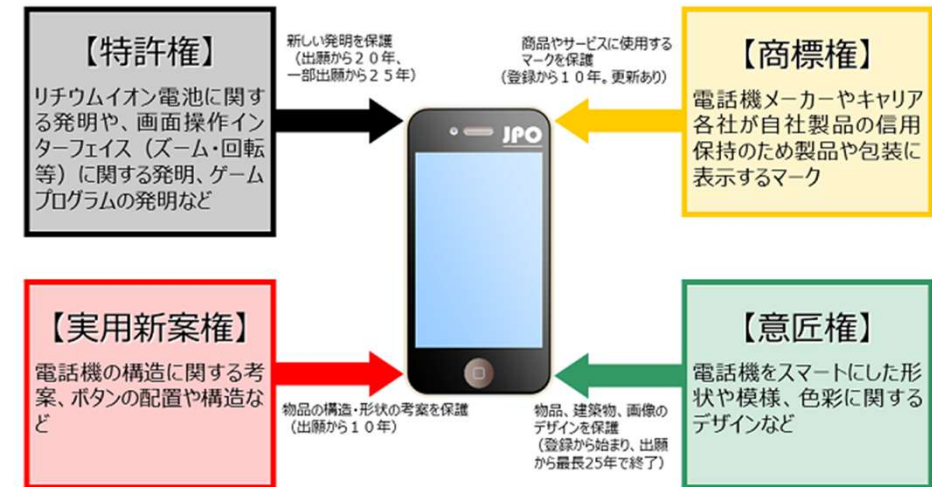
育成者権

不正競争防止法

(第2条第1項第1号～第3号、第10号、第17号～第18号)

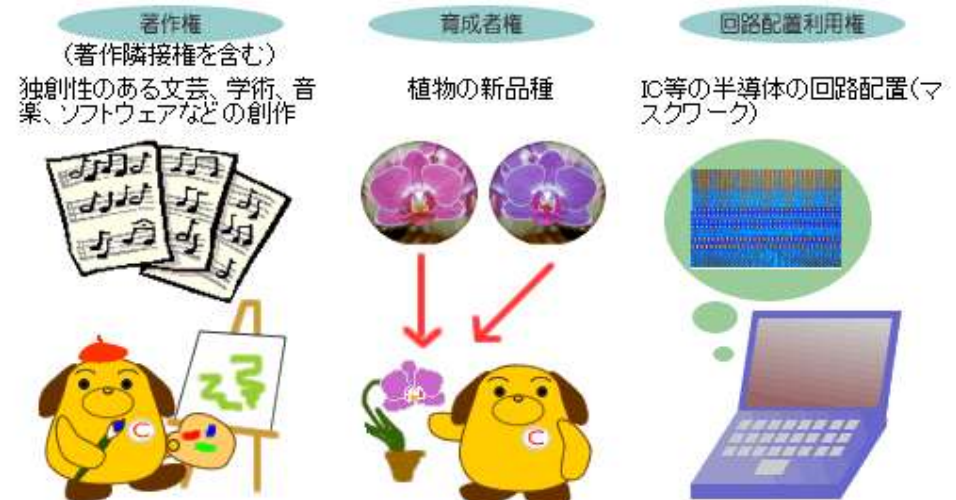
回路配置利用権

(輸入のみ)



不誠法による差止請求権等

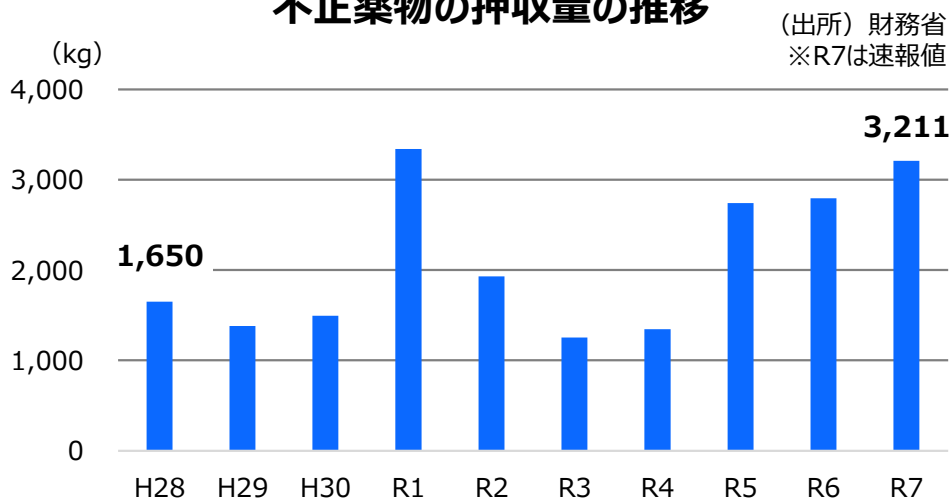
他人の商品等表示の紛らわしい使用、形態模倣、営業秘密の不正使用、技術的制限手段無効化装置等の提供などをする侵害者に対する差止請求



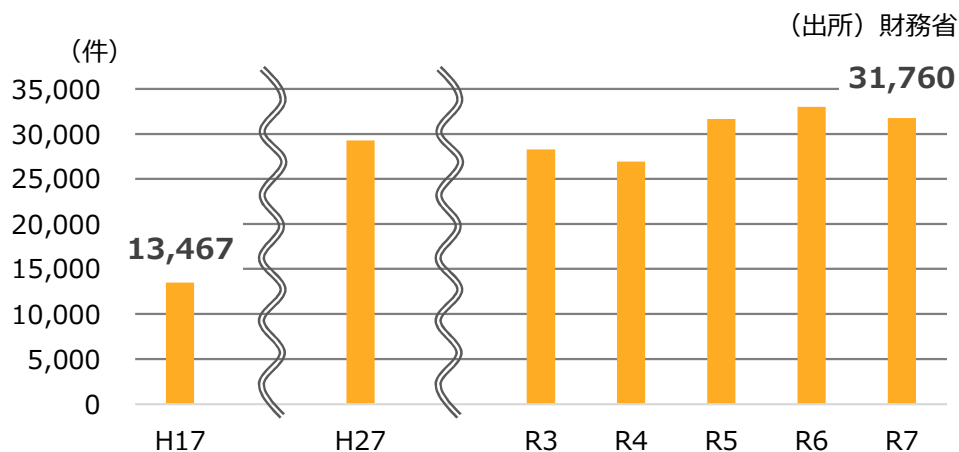
社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク

- 輸入貨物が急増する中、令和7年の**不正薬物押収量**は、令和元年以来6年ぶりに3トンを超え、**知的財産侵害物品の差止件数は3年連続で3万件超**。
- 不正薬物には、覚醒剤や麻薬等、知的財産侵害物品には、健康や安全を脅かす危険性のある物品や偽ブランド品等がある。

不正薬物の押収量の推移

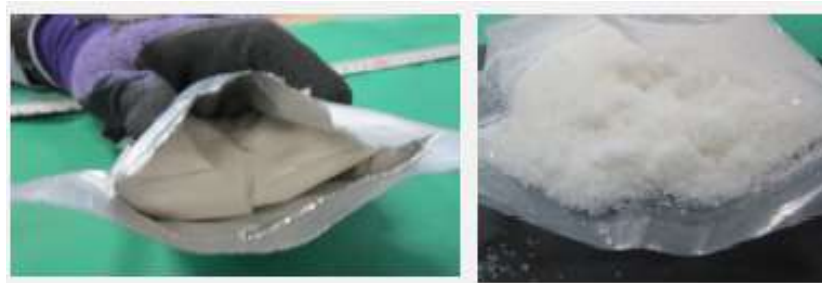


知的財産侵害物品の輸入差止件数の推移



関税法違反の摘発事例

(出所) 財務省



【指定薬物】

摘発年月：令和7年7月

仕出国：インド

犯則物件：指定薬物（エトミデート）約101g



【商標権侵害】

摘発年月：令和8年3月

仕出国：中国

侵害物品：トレーディングカードゲーム用カード 5枚

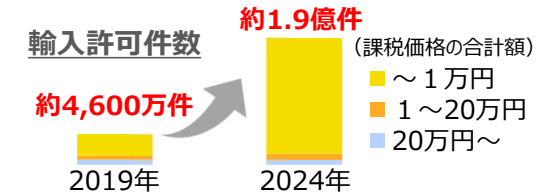
1. 税関における水際取締り

2. 税関における通販貨物の取締り

急増する少額輸入貨物への対応に関するWG「中間とりまとめ」（2025年11月）

課題の背景

- 2024年の日本への輸入許可件数は約1.9億件（コロナ前（2019年）の約4.1倍）
- 特に、中国・韓国関連の越境ECサイトを利用したBtoCによる貨物（主に1万円以下）が増加
- 越境ECは消費者の生活に浸透しており、経済成長の観点でも重要な役割



水際取締り上の課題

- BtoCによる貨物を扱う一部の保税業者・通関業者の不適正な業務運営による不正事案の発生
 - BtoCによる貨物の輸入申告情報の不足
- ➡ 税関が知財侵害物品等の摘発を十分にできていないおそれ

課税制度上の課題

- 消費者への直送貨物が増加し、国内外の事業者間の競争上の不均衡が発生
- 輸入貨物毎のEPA税率確認等により、納税事務が複雑化

社会にもたらされる危険・不安の払拭

事業者の適正な業務運営、正確・十分な情報にもとづく輸入申告のもと、税関が適正・的確なリスク判定を実施できるように対応

- ① 保税業者に対する行政措置、適正な業務運営へのインセンティブ等
- ② 簡易・迅速な通関手続の一時利用制限等
- ③ BtoC貨物の情報入手に向けたプラットフォーム事業者との連携

経済的な歪みの解消・納税事務等の負担軽減

見直しによる通関実務上の相互の影響を考慮し、制度毎の検討のみならず全体像を俯瞰して対応

※上記のほか、国際郵便・通関業者を取り巻く環境・税関の体制整備も議論

- ① 消費税に係る少額免税制度の見直しにおける適正課税の確保
- ② 関税に係る少額免税制度に係る検討の継続
- ③ 課税価格決定の特例の廃止
- ④ 簡易税率の利便性向上による事務負担軽減

対応を通じて目指す姿



安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化
という“3つの社会的要請”の実現



越境ECの発展と、消費者にとっての安全性・事業者間の公平性の確保に寄与

3つの社会的要請

適正かつ公平な関税等の徴収

安全・安心な社会の実現

貿易の円滑化

水際取締り上の課題と対応の方向性 ③BtoCによる貨物における情報

背景・現状の課題

- BtoCによる輸入では、個人輸入者からの情報入手が困難であるため、通関業者は輸入申告に必要な貨物の情報を**海外運送業者等**から入手する必要。
- ➡ 関税局・税関と**プラットフォーム（PF）事業者**の連携の下、**販売者**が自社で扱う貨物の迅速通関・安全配送のため、正確・十分な貨物の情報が通関業者に流れることの重要性を認識することで、貨物の情報が滞りなく流れる仕組みを構築する必要

BtoCによる輸入・商品売買に係る情報の流れ



対応の方向性

- ◆ 関税局・税関やPF事業者から販売者に対する貨物情報の提供の重要性の周知（基礎的な通関制度についての多言語での案内）
- ◆ 関税局・税関と国内外のPF事業者間での連携の拡大
（既存の連携の枠組み（覚書（MOU）等）を活用した新規のPF事業者との協力関係の構築、税関からPF事業者に対する違法な貨物に係る商品の情報提供とこれを受けたPF事業者から税関に対するその販売者等の情報提供、複数のPF事業者を交えた定期的な意見交換の実施）
- ◆ 関税局・税関がPF事業者・販売者の保有する情報を入手・処理できる体制の検討
（PF事業者等の保有する個別の販売情報の入手・活用方法の検討、税関・PF事業者間のシステム間連携による効率的な情報入手の検討、個別の販売情報を提供するPF事業者へのインセンティブの検討）

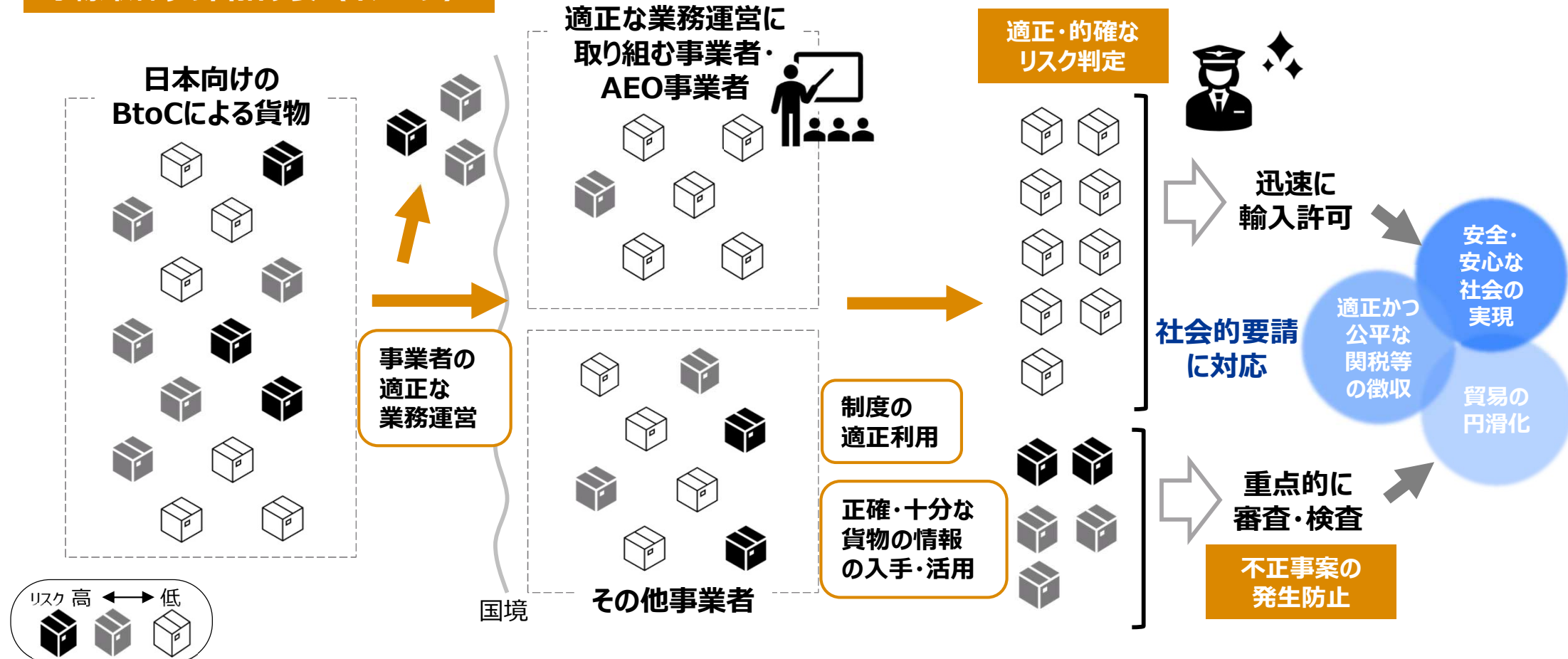
また、PF事業者をはじめとするBtoCによる売買に関係する者は、それぞれが把握可能な貨物に係る情報に限りがあるため、輸入申告や違法な貨物に係る情報等の提供に誤りがあった場合の責任の範囲を分かりやすい形で示す必要。

水際取締り上の課題への対応（総論）

急増する少額輸入貨物への対応
に関するワーキンググループ
中間とりまとめ（概要）
（2025年11月26日）抜粋

- 税関の体制整備や保税業者に対する行政処分の新設、通関手続の制度・運用の見直しを通じた保税業者・通関業者の適正な業務運営の確保により、リスクの高い貨物の国内流入が減少。
 - プラットフォーム事業者や販売者からの正確・十分な貨物情報の入手により、輸入申告の正確性を確保。
- ➡ これらの取組を通じて、**税関での適正・的確なリスク判定**を実現し、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、適正かつ迅速な通関を通じた貿易の円滑化という**3つの社会的要請**の実現を図ることが望ましい

水際取締りの目指す姿（イメージ）



2－1．越境ECプラットフォーム事業者等との連携強化による急増する輸入貨物に対する適正課税やリスク分析に向けた基盤整備

背景及び目標

越境ECの拡大に伴い輸入貨物が急増している中、税関の限られた人員により、これらの貨物を全て国境で管理し、適正な課税を実施するためには、正確な輸入申告や事前情報の入手が重要です。

個人が非商業目的で輸入をする場合、輸入申告等の通関手続に不知・不慣れであり、輸入申告に必要な貨物の情報を十分に把握していないと考えられるため、通関手続を代理・代行する通関業者が、輸入申告に必要な情報を海外運送業者から入手することで、申告情報の正確性を確保することが必要となります。しかしながら、越境EC貨物に係る情報フローには、輸入者や通関業者のほかに、海外運送業者・プラットフォーム事業者・販売者等多くの者が関与するため、情報の正確性が失われやすいという課題があります。また、通関業者の情報入手先は顧客（海外運送業者・販売者等）であり、ビジネスモデルとして顧客から迅速な配送が求められることで、通関業者が輸入申告の正確性を確保することが難しい側面もあります。こうした中、関税の少額免税制度の見直しにあわせて、プラットフォーム事業者・販売者からの情報入手に資する基盤整備を進めている国もあります。

2018年にWCOで採択された「Eコマース基準の枠組み」35では、越境ECのサプライチェーンの事業者との事前電子情報の交換、迅速通関のための非破壊検査装置とデータ分析の活用、AEO概念の越境ECビジネスモデルへの拡張の可能性等が規定されています。これに基づく外国税関の動きも参考にしながら、各種施策の実施可能性を検討し、適正課税やリスク分析が行える基盤を整備していきます。

2－1－2．【中長期】越境ECプラットフォーム事業者からの販売情報等の入手

- (ア) 税関からの情報提供等により、プラットフォーム事業者の販売者（出品者）の管理及び不正商品の販売規制を促します。
- (イ) プラットフォーム事業者等からの販売や運送などに関する情報の入手に向けて、連携・協力を進めます。その際、プラットフォーム事業者に過度に負担のかからない形での官民のシステム連携を検討します。
- (ウ) プラットフォーム事業者との連携を進め、輸入手続におけるプラットフォーム事業者の役割や位置付け等の議論を行います。

（参考）[「税関中長期構想2030」を公表しました：税関 Japan Customs](#)

国際物流と税関行政に関する懇談会

懇談会開催の趣旨

- 国際物流の円滑化やリスク管理を税関とともに担うパートナーである民間事業者との間で、国際物流を取り巻く課題や今後の方向性を共有し、税関中長期構想2030に掲げる施策の具体化・実装等を官民一体で推進するため、本懇談会を開催。

国際物流と税関行政に関する懇談会

航空小口貨物WG

「全ての航空小口貨物の徹底検査」の実現に向け、貨物検査センターを中心とする官民一体の効率的な検査体制構築に向けた具体的方策について意見交換

航空事業者
運送事業者
保税業者
通関業者
財務省関税局

首都圏空港物流WG

「税関手続DXによる貿易円滑化」の実現に向け、総合物流施策大綱も踏まえつつ、首都圏空港の一体的運用に資する税関関連事務の簡素化等について意見交換

航空事業者等
財務省関税局

P F事業者等WG

「不正商品の販売規制」、「プラットフォーム事業者等からの販売情報等の入手」等を通じ、越境ECの健全な発展及び適正通関を実現するため、P F事業者等とのあるべき連携について意見交換

P F事業者
財務省関税局

通関業者・保税業者WG

「官民一体となった国際物流のリスク管理」の実現に向け、通関業者・保税業者に係る制度・運用の在り方、事業環境整備等について意見交換

運送事業者
保税業者
通関業者
財務省関税局

懇談会の運営

- 2026年内にそれぞれのWGにおいて意見交換を開始。
- 必要に応じて、全体の懇談会を開催し、各WGにおける意見交換の結果等を報告。